

組合事務所等の貸与に関する労働協約

国立大学法人信州大学（以下、甲）と信州大学教職員組合（以下、乙）とは、組合事務所
第1条 所の貸与について、次の通り協定する。

（組合事務所の貸与）

甲は乙に対して、次の部屋を組合事務所として無償で貸与する。

- 1 旭キャンパス 旭合同棟 旧動物飼育室 （組合本部）
- 2 理学部A棟3階323室
- 3 旭合同棟
- 4 附属病院
- 5 常田キャンパス 旧千曲会館 1階 南西の部屋
- 6 若里キャンパス
- 7 西長野キャンパス
- 8 南箕輪キャンパス

なお、上記において具体的な場所が未定の場合には、それぞれの建物の管理者との協議によって場所が特定できしだい、順次明確にする。

（組合掲示板の設置場所の貸与等）

第2条 甲は乙に対して、各部局または主要な建物につき1ヶ所以上の掲示板の設置場所を提供する。その範囲は幅90cm、高さ180cmを標準とする。

- 2 乙は、組合の情報宣伝活動のために掲示板を利用し、管理する。
- 3 甲は乙が組合活動の宣伝物等を教職員のメールポスト等に配布することを認める。
- 4 甲は乙が組合活動の宣伝物等を大学構内において教職員等に配布することを認める。

（代替施設の貸与）

第3条 甲の都合により組合事務所の移転等の必要があるときには、乙と協議しなければならない。この場合に甲は、代替施設の貸与を行うものとする。

（費用負担）

第4条 組合事務所に関する電話代、電気代等は、乙の負担とする。

（大学施設の利用）

第5条 甲は、乙が組合活動のために会議室その他集会のための施設の利用を申し入れたときには、業務の運営に支障がない限り、これに応じなければならない。

2004年4月1日

国立大学法人信州大学 学 長

小宮山 淳



信州大学教職員組合 中央執行委員長

鷺飼 照喜

